

## 【注意事項です→まず初めにご確認下さい】

- 【1】 事業所の新規登録はお済みですか？(一旦ご登録頂ければ期限なく有効です)
- 【2】 東京中央地域産業保健センター(以下当センター)への電話による事前連絡はお済みですか？(電話で事前連絡頂きませんと申込が無効になります)

## 【必要な手続きと書類(2)】 →【健康診断結果の医師からの意見聴取について】

労働安全衛生法に定められている健康診断の結果、異常所見があると診断された労働者(以下有所見者といいます)について、その健康を保持するために必要な措置について、当センターの登録産業医から意見を聴くことができます。

具体的な申込手順及び注意事項は、以下【1】～【4】となりますので、最後まで必要事項を確認し、処理を完結頂きますよう宜しくお願いいたします。

### 【1】 電話によるセンターへの申込みについて

まず電話で、センター宛てご連絡下さい。必要事項についてセンターからご説明いたします。

### 【2】 「健康相談・面接指導 利用申込書」および「対象者リスト(名簿)」のFAX送付について

下記書類を作成のうえ、センター宛てFAX送付して下さい。

- (1) 「健康相談・面接指導 利用申込書」に必要事項をご記入のうえFAXで送付して下さい。  
→作成頂く「[健康相談・面接指導 利用申込書](#)」は別紙PDFを印刷してお使いください。
- (2) 「有所見者のリスト(名簿)」を作成し利用申込書と合わせてFAX送付して下さい。  
→作成頂く「[必要書類\(2\): 健診結果医師意見書聴取の対象者リスト\(名簿\)](#)」は別紙PDFを印刷してお使い下さい。

入力項目は、①「本人氏名」「ふりがな」「性別」「生年月日(西暦)」「健診実施日(西暦)」「本人の業務内容(具体的に記入)」です。

### 【3】 健康診断結果の送付(郵送)について

上記【2】(1)(2)をFAX送付して頂いたあとは、センターから特に連絡いたしませんので、健診結果の報告書をご郵送ください。(コピーでも結構です)

- 健診報告書は、「[レターパックプラス\(赤・料金510円\)](#)」で必ずセンター宛て郵送して下さい。
- 同時に、医師意見書を記載した同報告書を返送するための「[返信用のレターパックプラス\(赤・料金510円\)](#)」を必ず同封の上下記住所にご郵送ください。

【郵送先】 〒103-0013 東京都中央区日本橋人形町2-32-4 日本橋医師会人形町ビル  
東京中央地域産業保健センター 宛

→[FAX送付先および面談実施場所](#)はトップページに記載しております。

(注)健診結果は個人情報ですので、取扱いを厳格に行う必要があります。つきましては、センターへの送付およびセンターからの返送には、いずれも赤のレターパックが必要です。(簡易書留は厳格な送付手段ですのでより望ましいです)  
従って、普通郵便で送付頂く場合がありますが、普通郵便では個人情報漏洩のリスクがありますので、厳にお断りいたします。

#### 【4】注意事項

○当センターの利用は無料ですが、利用回数に制限があります。事業年度(4月～翌年3月)のなかで、1事業所あたり2回までです。

但し、具体的な手順についての詳細は直接センターにご相談いただき、ご対応ください。

○健診結果が「治療要」「再検査」「要精密検査」となっている方については、「判定保留」になる場合がありますので、極力、医療機関での受診あるいは再検査を受けたうえで、下記のいずれかの書類を一緒に同封頂くことをお勧めいたします。

➡診断書など医療機関の発行する文書

➡本人自署の受診状況・精密検査結果に関する文書(文書の記入日、ご本人の氏名、受診した医療機関名、最新の受診日、精密検査結果、医師の指示内容を含めた文書等)

○中央区・千代田区・文京区・伊豆諸島以外の、他地域の支店等に所属の労働者の健診結果については、当該事業所が所在する地域の地域産業保健センターをご利用下さい。

(例)中央区に本社、福岡に支店がある場合には、福岡支店の労働者については、福岡の事業所の所在地を管轄する地域産業保健センターにご依頼ください。

逆に、福岡本社の会社で、事業所が中央区にある場合には当センターでお受けいたします。